

政令第 号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年十二月二十六日とする。

理由

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。